

京都市告示第 11 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収及び収納事務を委託します。

令和 7 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社ホテルプリンセス京都 代表取締役社長 辻 吉久

京都市下京区烏丸高辻東入ル高橋町 630 番地

2 徴収及び収納事務を委託した歳入の種類

京都市美術館の観覧料

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和 7 年 4 月 1 日

4 徴収及び収納事務を委託した日

令和 7 年 4 月 1 日

(美術館)